

新エネルギー推進に係る技術開発支援事業実施要綱

(制定) 令和4年10月26日付4産労産新第177号

(改正) 令和5年5月18日付5産労産新第54号

(改正) 令和6年5月7日付6産労産新第63号

(改正) 令和7年4月1日付7産労産新第41号

(事業の趣旨と要綱の位置づけ)

第1条 この要綱は、2030年のカーボンハーフや2050年のゼロエミッション東京の実現に当たり、東京の脱炭素化を推進するとともに、東京の産業振興と、更なる経済成長の礎である安定的で、経済合理性のあるエネルギーシステムのより一層の確立に資するため、近い将来、社会へ普及することが期待されるエネルギー（以下「新エネルギー」という。）及び当該エネルギーの利活用・普及に資するシステム・製品・サービスの調査研究・技術開発・実証・実装等を推進する「新エネルギー推進に係る技術開発支援事業（以下「本事業」という。）」の実施に関する、基本的な事項を定めるものである。

(構成)

第2条 本事業は、次に掲げる事業で構成する。

- (1) 新エネルギー推進に資する技術開発等を行う事業者の発掘等
- (2) 新エネルギー推進に資する取組の採択と支援
- (3) 新エネルギー推進に係る機運醸成

(新エネルギー推進に資する技術開発等を行う事業者の発掘等)

第3条 本事業の趣旨に合致する取組を行う事業者の掘り起こしや、本事業の趣旨に合致した取組を実現するための事業者への働きかけ、また、本事業に関心を持った事業者が本事業に参加するに当たっての支援等を通じて、より多くの事業者に本事業への参加を促すための取組を行う。

(新エネルギー推進に資する取組の採択と支援)

第4条 本事業の趣旨に合致するとして事業者から提案を受けた取組について、外部有識者を主な構成員とする会議体等を設営し、本事業に相応しい取組を選定・採択する。

- 2 採択した取組を行う事業者（以下採択した取組を「採択事業」といい、採択事業を行う事業者を「採択事業者」という。）に対し、採択事業の実施に係る資金の助成を行う。
- 3 採択事業者に対し、助言や情報提供、助成金の執行管理、各種手続の支援、その他採択事業の遂行に必要な支援を行う。

(新エネルギー推進に係る機運醸成)

第5条 本事業に参加する事業者の募集や、採択事業、採択事業者及び本事業そのもののPR等を通じて、新エネルギー推進に係る機運の醸成を図る。

(本事業の実施方法)

第6条 本事業の実施に当たっては、公益財団法人東京都環境公社が造成する基金に対して出えんを行うとともに、公益財団法人東京都環境公社に対して、その実施に係る事務費の補助を行う。

(助成金)

第7条 本事業において交付する助成金（以下「本助成金」という。）の額は、対象となる経費の3分の2以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、交付する本助成金の額は採択事業1件当たり30億円を上限とする。

(支援対象)

第8条 本事業の支援対象は、新エネルギー及び当該エネルギーの利活用促進に資するシステム・製品・サービスに係る調査研究・技術開発・実証・実装・普及に向けたもので、第1条に示す本事業の趣旨に合致する取組とする。なお、一部の段階のみを行う取組を支援対象とすることを妨げない。

(申請要件)

第9条 本事業において支援を申請するに当たっての主な要件は、次のとおりとする。

(1) 事業者の要件

- ア 大企業と中小企業者が2者以上で一体となって構成する企業グループであること。
- イ 上記アにいう企業グループには、都内に事務所又は事業所を設けて事業を行う大企業（以下「都内大企業」という。）と、同じく都内に事務所又は事業所を設けて事業を行う中小企業者（以下「都内中小企業」という。）を各々1者ずつ以上含めること。
- ウ 上記イにいう都内中小企業は、都内大企業のいわゆるグループ企業（親会社・子会社等）以外の者であること。
- エ 上記イにいう都内中小企業の企業グループへの参加は、第8条に示す段階のうち、実装に至るまでのいずれかの段階の取組のみへの参加であることを妨げない。

(2) 取組の要件

- ア 本事業の趣旨に合致する取組であること。
- イ 取組の成果を東京に還元し得る取組であること。
- ウ 実施場所が原則として都内である取組であること。なお、第8条に示す段階のうち実装に至るまでの段階において、一部の取組を都外で行うことを妨げない。
- エ 提案時に想定する総事業費が10億円以上の取組であること。
- オ 他の補助金等との重複受給がないこと。ただし、他の助成と、対象経費が明確に区分できるものについては、この限りではない。
- カ 取組の成果物、購入設備・物品、取組に携わる人員、経理書類等の現物確認が可能な取組であること。

(助成対象経費)

第10条 本助成金の交付対象となる経費は、次のとおりとする。

- (1) 原材料・副資材費
- (2) 設備費
- (3) 外注・委託費
- (4) 人件費
- (5) 不動産賃借料
- (6) 知的財産権関係費
- (7) その他諸経費（採択事業の実施に必要であるとして都が認めたもの）

(支給期間)

第11条 本助成金の助成期間は、採択から5年以内とする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項及び本要綱の解釈について疑義が生じた場合は別に定める。

附 則（令和4年10月26日付4産労産新第177号）

この要綱は、令和4年10月26日から施行する。

附 則（令和5年5月18日付5産労産新第54号）

この要綱は、令和5年5月18日から施行する。

附 則（令和6年5月7日付6産労産新第63号）

この要綱は、令和6年5月7日から施行する。

附 則（令和7年4月1日付7産労産新第41号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する